砂川市住生活基本計画を策定しました

市では、少子高齢化や人口減少社会への突入など社会動向の変化に伴う住まい・住環境の課題などを検討し、砂川市第6期総合計画のめざす都市像の実現に向け、基本理念や基本目標、推進方針などを定めた「砂川市住生活基本計画」を策定しました。詳しくは市役所市民ギャラリー情報公開コーナーまたは市ホームページをご覧ください。

砂川市住生活基本計画

【基本理念】(砂川市第6期総合計画のめざす都市像)

「安心して心豊かに いきいき輝くまち」

~安心・心豊か・いきいきをつなげる 住まい・住環境づくり~

【基本目標】

- 1. 移住定住促進とまちなかの活力を生み出す住まい・住環境づくり
- 2. 誰もが安全・安心に暮らせる住まい・住環境づくり
- 3. 環境との共生に配慮した住まい・住環境づくり



基本理念の実現を目指し、住まい・住環境づくりの目標を達成するために、 以下の1~6の推進方針のもとに施策を進めます

【計画期間:平成27年度から平成36年度】

	推進方針	主な推進施策	
1	移住定住促進に向けた 住環境づくり	①移住定住の促進、住宅規模と世帯構成のミスマッチ解消に向けた住み替え 支援を推進します ②空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりを推進します ③移住定住の促進と地元企業の受注拡大に寄与する支援事業を充実します	
2	住み慣れた住宅で長く 安心して暮らし続けられる 住まいづくり	①既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する 支援事業を充実します ②ユニバーサルデザインの視点に立った取り組みを推進します	
3	子どもから高齢者・障害者ま で誰もが安全・安心に暮らせ る住まい・住環境づくり	①家族形態や身体状況の変化に応じて、円滑に住み替えできる仕組みづくりを推進します ②子育て世帯の住まい・住環境に係る支援を推進します ③福祉と建築の制度間の連携により、高齢者・障がい者に対応する住宅改修 支援を継続します	
4	まちなか居住の推進に向け た住まい・住環境づくり	①まちなか居住に寄与する事業の継続と住情報提供事業を充実します ②まちなかへの世帯向け、高齢者向けの民間賃貸住宅の供給を促進します	
5	環境重視型社会に配慮した 住まい・住環境づくり	①管理不全な空き家等の対策など、安全な住環境づくりを推進します ②長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等 の普及・啓発および新エネルギーを活用する住宅への支援を継続します	
6	公営住宅の長寿命化の推進 と良質なストック形成	①公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理を進めます	

● お問い合わせ 建築住宅課542121

住まいの補助制度くハートフル住まいるプロジェクト〉

砂川市住生活基本計画に基づき新たにスタートする「砂川住まいるサポートプロジェクト」のうち、これまでの助成事業を継続・充実させた「ハートフル住まいるプロジェクト」が4月から始まります。新制度では、地元企業を利用する場合の補助率と上限額をさらに引き上げ、永く住まいる補助金の対象工事費の下限額を引き下げます。

ハートフル住まいる補助金

高齢者等安心 住まいる補助金	■対 象 者 ■対象工事 ■補 助 額	介護認定を受けていない 60 歳以上の高齢者本人または同居する方 (前年の世帯総所得が 550 万円以下の方) 市が指定する 3 万円以上の手すりの取り付け、段差解消などの改修工事 ◆地元企業を利用 工事費の 4/5 (上限額 22 万円) ◆市外企業を利用 工事費の 2/3 (上限額 18 万円)
永く住まいる 補助金	■対象者 ■対象工事 ■補助額	自らが居住する住宅の改修工事を行う方 (前年の世帯総所得が 550 万円以下の方) 市が指定する 50 万円以上の間取り変更、増築、外壁・屋根などの改修工事 または耐震改修工事 ◆地元企業を利用 工事費の 20% (上限額 40 万円、耐震改修の場合は 50 万円) ◆市外企業を利用 工事費の 10% (上限額 20 万円、耐震改修の場合は 30 万円)
まちなか住まいる等補助金	■補助対象	自らが居住するために、住宅を建設した方または建売・中古住宅を購入した方建物の建設費または購入費(土地代、外構費用などを除く) ◆地元企業を利用 ・まちなか居住区域 5.0% (上限額 120 万円) ・それ以外の区域 4.0% (上限額 100 万円) ・市外企業を利用 ・まちなか居住区域 3.0% (上限額 70 万円) ・それ以外の区域 2.0% (上限額 50 万円) ※ 建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限ります ◆中古住宅を購入 ・まちなか居住区域 3.0~5.0% (上限額 70 万円) ・それ以外の区域 2.0~4.0% (上限額 50 万円) ※ 建築年次によって補助率・上限額が変わります

◎ 高齢者等安心住まいる補助金・永く住まいる補助金は、着工前に申請が必要です。また、工事内容などで補助対象とならないものもありますので、事前にご相談ください。

老朽住宅除却曹補助金

- ■対象者 住宅の所有者で、前年の世帯総所得が 550万円以下の方
- ■対象条件 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 個人が所有する住宅で、空き家として 1 年以上を 経過または建て替えをするために除却するもの
- ※ 地元企業との契約によるもので 50 万円以上の 工事であること
- ■補助額 除却工事費の 20% (上限額 30 万円)
- ※ 別棟の車庫、物置、離れなどの除却費、植栽などの移設・撤去費や登記等の事務費などは対象となりません
- ◎ 着工前に申請が必要です。併用住宅の場合は、 居住部分に対して補助します。

住宅用太陽光発電システム導入費補助金

- ■対象者 自ら居住または居住しようとする住宅に 太陽光発電システムを設置しようとする方(住宅 の敷地内に設置する場合も含む)。太陽光発電シ ステム付き住宅を購入し居住しようとする方
- ■対象条件 設置する際に未使用のものであること、 JIS 規格または JET の認証を取得しているもの
- ■補助額 太陽電池モジュールの本体費用を除く、 付属機器および設置工事費用に対して、地元企業 と契約して設置工事を行う場合は 20% (上限額 30 万円)、市外企業と契約して設置工事を行う場合 は 10% (上限額 15 万円)
- ※ 保証料や事務費は対象となりません
- ◎ 着工前に申請が必要です。
- **※ ハートフル住まいるプロジェクトの補助対象費用額は消費税を除く金額です**

●詳細·申込 建築指導係542121